

城陽市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き

目次

| | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の概要 | 1 |
| 2 | パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓とは | 1 |
| 3 | 宣誓をすることができる方 | 2 |
| 4 | 宣誓に必要な書類 | 3 |
| 5 | 宣誓の手続き | 4 |
| 6 | 宣誓後の諸手続き | 5 |
| | （1）受領証等の再交付 | 5 |
| | （2）宣誓内容の変更 | 6 |
| | （3）受領証等の返還 | 6 |
| | （4）ファミリーシップ継続の届出 | 8 |
| | （5）ファミリーシップ宣誓の対象となっている方が、氏名を削除したい場合 | 8 |
| 7 | 自治体間連携について | 9 |
| | 城陽市から連携自治体へ転出する場合 | 9 |
| | 連携自治体から城陽市に転入する場合 | 9 |
| 8 | よくある質問 | 10 |

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の概要

性的少数者の方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、一人一人の人権が尊重され、多様な生き方及び考え方を認め合う社会の実現を目指し、城陽市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。

本制度は、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約した二人が市に宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付するものです。二人のほかに、生計を一にするお子さんや親御さんがいる場合には、ご希望があれば、宣誓書受領証等へお子さんや親御さんの名前を記載することもできます。

本制度は、法律上の婚姻制度とは異なり、宣誓しても法律上の効果は生じませんが、この制度の導入により、市民や事業者の皆様に、性的少数者などの方々に対する理解が広がり、人権が尊重され、一人一人の個性や多様な生き方及び考え方を認め合える社会の実現を目指していきます。

2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓とは

本制度における、パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の継続的な関係をいい、ファミリーシップとは、パートナーシップにある者がその子又は親を含めた家族として相互に協力し合うことを約した継続的な関係をいいます。

宣誓とは、市長に対し、パートナーシップにある双方が、互いのパートナーであることを誓うこと（パートナーシップの宣誓）又は互いのパートナーであること及び子や親を含めた家族として相互に協力することを誓うこと（ファミリーシップの宣誓）をいいます。

3 宣誓をすることができる方

一方又は双方が性的少数者である2人で、次の要件を満たしている場合に、宣誓をすることができます。

- (1) 双方が、民法に規定する成年に達している
- (2) 一方又は双方が、市内に住所を有している
- (3) 双方が、婚姻していない

(※宣誓者同士が婚姻(日本法により効力を認められる婚姻に限る)している場合も対象外)

- (4) 双方が、宣誓の相手方以外に、事実上婚姻関係と同様の事情にある人又はパートナーシップを形成している人がいない
- (5) 宣誓をしようとする人同士が、近親者(民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係)でない(宣誓をしようとする人同士が養子縁組をしている場合を除く)

ファミリーシップの宣誓を希望される場合

宣誓をしようとする人の子(養子を含む。)又は親(その配偶者及び養親を含む。)で、次の要件を満たしている場合に、ファミリーシップの宣誓の対象にすることができます。

- (1) 対象とする子又は親の同意がある(子が15歳未満である場合を除く)
- (2) 宣誓者と対象とする子又は親が、生計を一にしている

4 宣誓に必要な書類

| 必要な書類等 | 備 考 | チェック |
|---|---|--------------------------|
| 宣誓書 | 宣誓書は、市でご準備します。 宣誓日当日、お二人にご記入いただきます。 | <input type="checkbox"/> |
| 住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月以内に発行されたもの。 ・ 本籍、続柄、個人番号の記載は不要です。 ・ 同一世帯の場合は、1通で構いません。 | <input type="checkbox"/> |
| 現に婚姻していないことを 証明する書類 | 独身証明書又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） <ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月以内に発行されたもの。 ・ 外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文を提出してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 【ファミリーシップの宣誓 をする方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 対象者との関係が分かる書類 ・ 対象者と生計を一にすることが分かる書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書については、所定の様式に同意者本人が氏名欄を自署したもの（対象者が15歳未満の子である場合は、提出不要です）。 ・ 対象者との関係が分かる書類（戸籍抄本など）及び生計を一にすることが分かる書類。 | <input type="checkbox"/> |
| 【通称名を使用する方】 日常的に通称名を使用していることが分かるもの | 勤務先や学校が発行した社員証・学生証、通帳、公共料金請求書等。 | <input type="checkbox"/> |
| 本人確認書類 | 次のいずれかを提示してください。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 1点の提示でよいもの 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証など、官公署が発行した顔写真付き証明書。 ■ 2点の提示が必要なもの 健康保険証、年金手帳などの本人が確認できる証明書。 | <input type="checkbox"/> |

5 宣誓の手続き

(1) 宣誓する日を予約する（予約先：市民活動支援課）

- 宣誓を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前までに、予約してください。
- 電話、ファクス 又は メールで予約してください。
電話番号： 0774-56-4001
ファクス： 0774-56-3999
Eメール： shiminkatsudo@city.joyo.lg.jp
- ※ ファクス、Eメールの場合、以下の内容を記入しお送りください。
 - ・宛先：城陽市役所 市民活動支援課
 - ・件名：パートナーシップ宣誓日の予約（注 Eメールの場合は件名必須）
 - ・宣誓希望日、時間帯を第三希望まで
 - ・宣誓をするお二人の氏名（フリガナ）
 - ・代表の方の日中の連絡先
- ※ 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
- ※ 宣誓できる日時：平日（年末年始を除く）の9時～17時（12時～13時を除く）

(2) お二人で、宣誓する（場所：市民活動支援課）

- 予約した日時に、宣誓に必要な書類（3ページ）を持って、お二人そろってお越しください。（必要書類のうち宣誓書は、市で準備します。）
- 宣誓には、職員が立ち会います。お二人で宣誓書に署名し、職員に提出してください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。
 - ※ 本人確認書類のご提示をお願いします（市で複写します）。
 - ※ 書類に不備や不足がある場合は、宣誓書をお受け取りできません。この場合、改めて宣誓日を調整しますので、その日までに必要な書類のご準備をお願いします。
 - ※ 個人情報は、厳重に守ります。

(3) 市から、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を交付

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（名刺サイズ）を代表者に郵送します。
 - ※ 発送には、7日から10日程度かかります。
 - ※ 窓口での受け取りを希望される場合は、宣誓時にご相談ください。

6 宣誓後の諸手続き

宣誓後の受領証等に関する手続きは次のとおりです。手続きは、市民活動支援課の窓口または郵送で行うことができます。

- (1) 受領証等の再交付
- (2) 宣誓内容の変更
- (3) 受領証等の返還
- (4) ファミリーシップ継続の届出
- (5) ファミリーシップ宣誓の対象となっている方が、氏名を削除したい場合

郵送で手続きされる場合における、書類の送付先は以下のとおりです。

〒610-0195 (住所記入不要)
城陽市役所 市民活動支援課 宛

市から提供する各種書類(再交付の受領証等)の作成には、必要な書類がすべてそろってから7日程度かかります。

書類は窓口でのお渡しとなります。準備ができましたら市から代表者宛にご連絡しますので、受け取りをお願いします。郵送をご希望の場合には、返信用封筒(切手貼付)やレターパックなどを手続き時に併せてご提出ください(宛先はあらかじめご記入ください)。

(1) 受領証等の再交付

受領証等の紛失、毀損、汚損その他の事情により、受領証等の再発行を希望される場合、窓口又は郵送で再交付を申請してください。必要書類は以下のとおりです。

◆必要書類

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書
- ・宣誓書受領証、宣誓書受領証カード(紛失の場合を除く)
- ・本人確認書類(郵送で申請する場合には、写しを同封してください)

【郵送での再交付を希望される場合】

- ・返信用封筒(角2サイズ以上、切手貼付)やレターパックなど

(2) 宣誓内容の変更

宣誓書に記載した内容に変更があったときは、変更届のご提出をお願いいたします。宣誓者の子や親の氏名の追記や削除を希望される場合にも、変更届のご提出をお願いいたします。

住所変更のみの場合を除き、変更後の宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを交付します。

◆必要書類

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届
- ・宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（住所のみ変更する場合は不要です）
- ・変更内容が確認できる書類
- ・本人確認書類（郵送で申請する場合には、写しを同封してください）

【宣誓者の子や親の氏名の追記を希望される場合】

- ・同意書（本人が氏名欄を自署したもの）
（※対象者が15歳未満の子の場合は不要です）
- ・対象者との関係が分かる書類
- ・生計を一にすることが分かる書類

【郵送での交付を希望される場合】※住所変更のみの場合は不要です

- ・返信用封筒（角2サイズ以上、切手貼付）やレターパックなど

(3) 受領証等の返還

次の場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードをご返還いただく必要がありますので、返還届をご提出ください。

ご希望の方には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還事実証明書を交付します。

返還の必要がある場合

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップが解消された場合
- (2) 一方が亡くなられた場合（※1）
- (3) お二人ともが市内に住所を有しなくなった場合（※2）
- (4) 宣誓が失効した場合（※3）
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなった場合

※1 亡くなられた宣誓者の子や親をファミリーシップの対象にしている場合、残された方々が引き続きファミリーシップの継続を希望し、生計を一にする場合は、ファミリーシップの宣誓を継続することができます。詳しくは、(4) ファミリーシップ継続の届出 をご覧ください。

※2 城陽市とパートナーシップ制度に関する自治体間連携を結んでいる自治体との間で転出入をする場合は、手続きを一部省略することができます。詳しくは、7 自治体間連携について をご覧ください。

※3 宣誓が失効するのは、以下の場合です

- 宣誓者にパートナーシップを形成する意思がない場合
- 偽りその他不正の手段により宣誓書受領証等の交付を受けた場合
- 受領証等を改ざんし、又は不正に使用した場合
- 宣誓書受領証等を返還すべき事情があるのに、返還しない場合

宣誓書受領証等を返還された場合や宣誓が失効した場合には、城陽市のウェブサイト上に宣誓登録番号を公表します。

◆必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届
- 宣誓書受領証、宣誓書受領証カード
- 本人確認書類（郵送で申請する場合には、写しを同封してください）

【返還事実証明書の交付を希望される方で、郵送を希望される場合】

- 返信用封筒（長3サイズ以上、切手貼付）やレターパックなど

(4) ファミリーシップ継続の届出

宣誓者の一方が亡くなられたとき、亡くなられた宣誓者の子や親をファミリーシップの対象にしている場合で、以下の要件を満たす場合は、ファミリーシップの宣誓を継続することができます。

継続の要件

- 対象者（対象者が、成年に達していない場合には、親権を行う者又は未成年後見人）の同意がある
- 宣誓者と対象者とが生計を一にしている

◆必要書類

- ファミリーシップ宣誓継続届
- 同意書（同意者本人が氏名欄を自署したもの）
- 宣誓者の一方が亡くなられたことが分かる書類
- 宣誓者と対象者とが生計を一にしていることが分かる書類
- 本人確認書類（郵送で申請する場合には、写しを同封してください）

(5) ファミリーシップ宣誓の対象となっている方が、氏名を削除したい場合

ファミリーシップ宣誓の対象となっている15歳以上の子又は親で、宣誓書などから自らの氏名を削除したい場合は、申立書をご提出ください。ファミリーシップの宣誓の継続の場合で対象の子が未成年の場合には、当該子の親権を行う者又は未成年後見人も申立ができます。

◆必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書
- 本人確認書類（郵送で申請する場合には、写しを同封してください）

【親権を行う者又は未成年後見人が申し立てる場合】

- 当該子との関係を証する書類

7 自治体間連携について

城陽市とパートナーシップ制度に関する自治体間連携を結んでいる自治体との間で転出入をする場合は、手続きを一部省略することができます。

城陽市から連携自治体へ転出する場合

城陽市から連携自治体へ転出する場合、城陽市に受領証等の返還の手続きは不要です。転入先の自治体で継続申告（届出）の手続きを行ってください。（手続きの詳細については、転入先の自治体のホームページなどをご確認ください。）

※転入先の自治体の制度によっては、継続できない場合があります。

詳しくは、転入先の自治体の制度をご確認ください。

連携自治体から城陽市に転入する場合

連携自治体から城陽市に転入する場合は、申告によって城陽市の宣誓書受領証等を発行します。転出元自治体への手続きは不要です。

申告は、市民活動支援課窓口または郵送で行うことができます。

◆必要書類

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書
- ・転出元の自治体で交付された宣誓書受領証等
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書等
- ・本人確認書類（郵送による申告の場合は、写し）

提出書類を確認の上、不備等がなければ、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードを代表者に郵送します。

※ 発送には7日から10日程度かかります。

※ 窓口での受け取りを希望される場合は申告時にご相談ください。

※ 申告により城陽市が宣誓書受領証等を発行した場合、転出元自治体に対して申告があったことを通知します。

8 よくある質問

Q パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利や義務が発生します。一方、城陽市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、法律上の効果は発生しません。また、戸籍や住民票の記載事項にも変更はありません。

この制度は、一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に協力し合うことの宣誓を受けて、受領証等を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

Q 同性婚制度とは違うのですか？

海外における同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。城陽市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q 対象は同性同士のパートナーだけですか？

宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。一方又は双方が性的少数者で、宣誓の要件を満たしていれば、宣誓することができます。

Q 城陽市民でなくても宣誓できますか？

少なくともどちらか一方が、城陽市民である必要があります。宣誓後も、同じです。

Q 外国籍でも宣誓できますか？

外国籍の方も宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。なお、宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q 事実婚でも宣誓できますか？

対象者は、性的少数者に限定され、事実婚の方は対象となりません。

事実婚の方については、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的少数者の方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻のような法律上の効果を有しませんが、性的少数者の関係性を社会的に認めてほしいという気持ちを受け止める人権尊重の観点から実施しているものです。

Q 代理人や郵送によっても宣誓できますか？

代理や郵送による宣誓はできません。職員の立会いの下、本人確認のうえ、宣誓していただく必要があります。

なお、連携自治体から城陽市に転入される場合における継続の申告は、郵送による手続きが可能です。

Q 同居していなくても宣誓できますか？

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

ご本人の意思が確認できれば、代筆も可能です。

Q 通称名は使用できますか？

性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。

Q 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の発行に費用はかかりませんが、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q 土・日曜日、祝日に宣誓することはできますか？

原則として、平日（年末年始を除く）の9時～17時（12時～13時を除く）にお願いします。

Q 宣誓後、城陽市内で引っ越しました。何か手続きはありますか？

宣誓内容の変更（6ページ）の手続きをお願いします。

なお、住所のみ変更があった場合には、受領証等は再発行しませんので、既交付の受領証等をご提出いただく必要はありません。

Q 城陽市外へ引っ越すことになりました。どういった手続きがありますか？

宣誓者のうち、お一人が城陽市外へ転居される場合には、宣誓内容の変更（6ページ）の手続きをお願いします。

宣誓者お二人ともが城陽市外に転居される場合には、受領証等の返還（6ページ）の手続きをお願いします。なお、転居先が連携自治体である場合で、連携自治体に継続の申告をされる場合には、城陽市にする手続きはありません。

城陽市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和7年（2025年）8月発行

[本制度に関するお問い合わせ]

城陽市 市民環境部 市民活動支援課

- 所在地 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
- 電話 0774-56-4001 ■ファクス 0774-56-3999
- Eメール shiminkatsudo@city.joyo.lg.jp



じょうりんちゃん